

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 September 2020

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 50

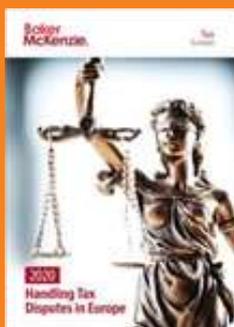
「欧州における税務調査・ 紛争解決ガイドブック（英語）」 のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳述しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 50 となる本号では、アフターコロナを見据えて加速するデジタルトランスフォーメーションにおいて必要な移転価格対応、会社法改正により来年3月より導入される予定の株式交付制度について会社法施行規則及び会社計算規則の改正案をふまえた解説等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本／グローバル

日本／グローバル：アフターコロナを見据えて加速するデジタルトランスフォーメーションにおいて必要な移転価格対応

日本：会社法改正：株式交付制度の概要及び手続（会社法施行規則及び会社計算規則の改正案をふまえて）

2. アジア

中国：輸出禁止・輸出制限技術リストの改正

3. 欧州

イギリス：ブレクジット後のオンライン販売に係る VAT

スイス：会社定款に含まれる仲裁条項の法的根拠の導入

ロシア：第三者の違法な報酬供与行為によって企業が責任を問われる場合

4. 中東

アラブ首長国連邦：商業代理店法の第4次改正

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本／グローバル

日本／グローバル

アフターコロナを見据えて加速するデジタルトランスフォーメーションにおいて必要な移転価格対応

背景

コロナ禍により企業の事業環境が著しく変化し、最も身近なところでは多くの企業でリモートワークが一般化してきた。アフターコロナの時代においては、リモートワークの環境の整備に留まらず、産業競争力強化のために新たなデジタル技術を活用した価値創出を行うデジタルトランスフォーメーション（DX）があらゆる多国籍企業の生き残りの鍵となっている¹。

既報の通り、税制面ではOECD/G20では、2020年10月にデジタル課税のPillar I及びPillar IIのBlue Printを公表する予定となっており、事業活動の変化に対応したデジタル課税に基づく新たなネクサスの概念とその共通フレームワークが今後数年の間に全世界で導入されることが見込まれている。

本稿では、我が国の多国籍企業がコロナ禍により加速したデジタルトランスフォーメーション（DX）による事業変革において、より具体的には(i) DXへの開発費負担関係、(ii) DXがもたらす開発・マーケティング体制の変化、(iii) サービス・モノ提供のオンライン化に対応する上で、どのような移転価格上の課題や機会が存在するかについての概要を述べることにする。

デジタルトランスフォーメーションにおける課題

(1) デジタルプラットフォームへの開発費負担に係る移転価格対応

(a). 旧来型の開発モデル、開発費負担と移転価格算定方法

我が国の製造業を中心とする多国籍企業においては、一般的には日本本社で研究開発（R&D）を行い、R&D費を全面的に負担し、構築した無形資産（プラットフォーム）を全世界の製造子会社や販売子会社に使用許諾して、ライセンス料を通じて開発費を回収するという形態であった。このような形態の場合、親子間の比較においては子会社の機能は限定的で、重要な無形資産は構築されていないという位置づけに基づき、取引単位営業利益法を当てはめることが一般的であった。

(b). 米国企業型の開発費の負担モデル

米国企業においては、インターネット黎明期であった1990年代頃から、租税効果の高い開発投資モデルを構築している企業も少なくない。より具体的には、米国本社と米国外事業の統括会社（例えばアイルランド等の低無課税国に配置されることが一般的）が費用分担契約を締結し、無形資産を共有し、米国外の超過利益を米国外事業の統括会社が吸い上げ、その資金を基に配当性向の拡大・更なるR&D投資を行うことで、加速度的な米国企業の成長・時価総額の最大化を支えてきた。多くの場合、費用分担契約においては

¹ 我が国においても、経済産業省では、2018年9月にDXレポート「～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」においてDX推進の重要性と諸課題を提起して以降、DX推進ガイドラインやDX推進指標を公開し、DXの推進に資する施策を展開してきた。さらに経済産業省は「新型コロナウイルスの世界的な流行は、企業の事業環境を不安定化させており、DXの推進が待たなしの状況となっている。一方で、具体的な取組みの方向性や優先度についてはアフターコロナの世界における社会環境・事業環境を踏まえて再検討する必要がある」とし、2020年8月末に「デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会」を設置した。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



実態の伴う事業管理を行い、予測便益に応じて開発費を負担しさえすれば、事後的なロイヤルティの清算は不要とされてきた。

(c). DX時代に求められる日系多国籍企業の開発モデル

デジタルプラットフォームの投資は全世界の需要に柔軟に対応すべく、過去にない規模で、スピード感をもって構築していくことが求められ、国内市場の縮小・製造現場の海外移転により、多くの企業がもはや本社だけで研究開発を行い、R&D費の全てを負担するということが、金銭面からも開発リソースの面からも困難なものとなっている。インハウスITシステムであったとしても、全世界で統一システムを構築するニーズが高まっており、そのシステム投資額は巨額に及ぶ。一方で、米国企業のように世界的な市場国や製造国以外の第三国子会社と間で費用分担契約を締結し無形資産の共有を行うことは、我が国のBEPSを受けた現行のタックスヘイブン対策税制や移転価格税制、デジタル課税の現状の議論を踏まえると、あまり現実的ではないと思われる。

日系多国籍企業は、一般的に開発現場、製造現場、販売規模等の事業の規模に応じて全世界で利用していくデジタルプラットフォーム開発費の負担を分散させていくことを模索する流れになるのではないと思われる。ここで問題となるのが、無形資産の帰属先の分散である。一般的に、取引の両当事者が開発コストとリスクを負担し、デジタルプラットフォームのような将来の重要な無形資産の構築に両当事者が貢献した場合、最適な移転価格算定法として残余利益分割法が選定されることが少なくない。しかしながら、残余利益分割法は統合営業利益(損失)を、超過利益(損失)に寄与した要因(分割ファクター)で分割を行い、事後的に営業利益を再計算することとなるため、予測が困難であり、取引価格の反映も容易ではない。また分割ファクターの選定に恣意性が介在しやすく、適用時においては権限ある当局間、納税者と課税庁間で紛争の火種となってきた。

このような紛争を事前に予防するためには、デジタルプラットフォームへの投資(開発費負担)においては、OECD移転価格ガイドラインや世界最大の市場国である米国や中国の移転価格税制でも取扱いが定められ、一定の予見可能性が担保されている費用分担契約を本社と主要子会社との間で積極的に導入していくことは一つの有効な方策となり得るのではないだろうか。費用分担契約のメリットは、無形資産の使用対価の事後的な授受が不要となることで、移転価格算定がシンプルになるばかりでなく(予見可能性が高まる)、ロイヤルティの支払いが不要になることで源泉所得税等も支払いが必要なくなるといったコストの面からも削減効果も期待される。ただし、費用分担契約の導入には、パイインペイメント(プラットフォームコントリビューション)の計算・取扱い、予測便益の設定、費用分担契約に係る文書化及び各国当局への説明等、これまでに多国籍企業が経験したことのない税務面の課題があることに留意されたい。

(2) DXがもたらす開発・マーケティング体制の変化に係る移転価格対応

昨今多くの企業で導入が進んでいる通り、DXの進展とともにリモートワークが今後一層進んでいくことが予想される。既にIT企業や半導体関連を中心とした米国多国籍企業では国境を跨いだ開発、マーケティングプロジェクトに従事する機会が増加しはじめている。現実的に、ある製品やシステムの開発プロジェクトに、米国の開発プロジェクトリーダーの配下で、日本、ドイツのエンジニアが共同で開発に従事するというようなことが起こってきている。これは最適な人材をグローバルレベルで採用し、その人材がその国の子会社の従業員として、その国に居住するものの、活動はその子会社の業務ではなくグローバルな活動に従事することが頻繁に起こることを意味する。所得税や社会保険の問題がある中で、従業員は居住する国の法人に帰属せざるをえない一方で、実際の役割はその法人の旧来の機能・リスク・有する資産とは全く異なる業務に従事することとなる。

さらに、場所を選ばずに働くことができるということは、アフターコロナにおいて開発責任者のような重要役職者は物理的にはA国で3割、B国で3割、C国で4割というような事例が起こることも考えられ、期間が長引けば、頻繁に滞在する先において恒久的施設を構成する可能性が生じる。

このような動態においてはこれまでのようにA子会社は再販子会社、B子会社は製造子会社、C法人は役務提供子会社というような、ある種事業を単純化してTNMMを適用するという区分けはもはや難しくなることが予想される。DX改革は、金融機関のグローバルトレーディングモデルのように全世界に同一機能が分散することを可能にし、上記で挙げたように残余利益分割法の適用場面の増加をもたらすかもしれない。現行の恒久的施設という旧来からのネクサスと移転価格上の取り扱いを踏襲しつつも、その枠組みから外れた事例についてあらぬ誤解を招かないよう、新たな移転価格ポリシーや契約書等の法的な枠組みの構築（税務コンプライアンスを定め、それに従った行動を求めること）が必要になってくることが予想される。

(3) サービス・モノ提供のオンライン化に係る税務対応

製造業であっても今後は購買・企画・研究開発・製造・ロジスティクス・販売／マーケティングが全てデジタル（リモート化、自動化、オンライン化）で行われることが予想される。いきなり全て一斉にオンライン化ということにはならないであろうが、どうしても目の前のモノを扱う必要がある業務以外は、費用対効果を鑑みながら全てオンライン化（自動化）を目指すことになるであろう。

特にDX改革による販売面の変化においては、従来は、ソフトウェアや音楽等のデジタルコンテンツだけが国境を跨いだ取引の代表格であったが、製造業であってもリージョナルで集中倉庫管理すれば、市場国に倉庫すら持たずに、Distributor（再販会社）からService Provider（広告宣伝・営業支援サービス）に変換していくということもあり得るのではないだろうか。

例えば、最終的に販売を行う第三者商社に信用リスクに対する対価だけ払い、委託在庫だけを持たせれば、現地のDistributorはいらなくなる世界が待っている。デジタル課税の議論の中で販売拠点を持たない法人へのネクサスがまさに議論されているところであるが、現行法においては、Service Providerに転換した場合には、独立企業間原則に基づけば、総費用営業利益率に基づくサービス対価設定が合理的であると判断される可能性も十分にあり²、事業環境の変化とあいまって、税コストの意識が高い欧米多国籍企業を中心に、より積極的な転換を後押しすることも予想される。

2017年OECD移転価格ガイドラインでその有用性が再確認された評価テクニックに関連して、我が国では令和2年4月開始以降の事業年度においてDCF法が移転価格算定法として導入されている。財務省が公表した「税制改正の解説」においては、「一定の無形資産取引に対してDCF法は有用であることがOECD移転価格ガイドラインで明らかにされているものの、必ずしも無形資産取引にその適用が限定されているわけではありません。そのため、我が国の移転価格税制においても、DCF法を用いた独立企業間価格の算定は、無形資産取引に限定されていません。例えば、事業再編における独立企業間価格の算定の場面では、無形資産取引と同様に比較対象取引の選定が困難を伴うケースが想定されます。このような場合には、再編の対象となった事業に係る予測利益を事業再編時の現在価値に割り引く方法が最適な価格算定方法に該当し得るとも考えられます。³」としており、販売拠点の集約や再編においては、各国で事業再編取引に該当し得るかという観点から検討が必

² 代表的な事例だとアドビ事件（東京高判平成20年10月30日税務訴訟資料258号順号11061）が該当する。

³ 主税局参事官室主税調査官山田博志ほか「二国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正」令和元年度税制改正の解説2019 p.592

要になるであろう。過去に類似事例で問題にならなかったというだけで安易に税務面の検討すること無しに、デジタル化に伴い販売拠点を再編することは今後より一層リスクが伴うことに留意するべきである。

小括

DXに関連した将来の税務リスクを未然に回避するためには、(i)無形資産が構築される前に開発費の負担関係と移転価格上の取扱いについてこれまで以上に十分な検討を行うこと、(ii)事業主導で新たな開発やマーケティング体制がグローバルに再構築される前にその移転価格上の影響を考慮すること、(iii)販売商流再編に当たっては独立企業間原則に基づき事業再編取引に該当するかの検討を慎重に行っていくことが不可欠である。

[最初のページに戻る](#)

日本

会社法改正：株式交付制度の概要及び手続（会社法施行規則及び会社計算規則の改正案をふまえて）

2019年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下、改正後の会社法を「改正法」）は2021年3月1日に施行される予定であり（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については、2022年中の施行を予定）、改正法の施行に伴う会社法施行規則の改正案（以下、「改正規則案」）及び会社計算規則の改正案（以下、「改正計算規則案」）等が2020年9月1日に公示され、パブリックコメントに付されている。本稿では、今回の改正を経て新たに導入される株式交付制度の概要及び手続について、改正規則案等の内容をふまえて概説する。なお、改正規則案等については今後変更がなされる可能性があることに留意されたい。

株式交付制度の概要

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（改正法第2条第32の2号）。ここでいう「子会社」とは、総議決権の過半数を所有する場合に限られる（改正規則案第4条の2）。すなわち、総議決権の過半数を所有していない他の株式会社の株式を譲り受けることによって、当該株式会社の総議決権の過半数を取得する場合に、株式交付が利用できる。株式交付する会社を「株式交付親会社」といい、株式交付親会社が株式交付によって譲り受ける株式を発行する他の株式会社を「株式交付子会社」という（改正法第774条の3第1項第1号）。

現行の会社法の下で、自社株式を買収対価とするM&Aを実現する方法として、①株式交換、②募集株式の発行の対価として、対象会社の株主より現物出資財産として対象会社株式の出資を受ける方法が考えられる。しかし、前者の方法によると、法律上当然に全ての対象会社株式が取得されることとなるため、対象会社の完全子会社化を目指さないM&A取引には利用できない。また、後者の方法による場合、原則として現物出資財産の価額について検査役の調査を経る必要があり、また引受人である対象会社の株主及び買収会社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある。さらに、買収会社による株式の発行にあたり、対象会社株式の価格にプレミアムを上乗せした比率を設定する場合、有利発行規制を受ける可能性がある。この点特別法による措置として、産業競争力強化法（平成15年法律第98号）第32条に基づき、事業再編計画の認定を受けることによって現物出資規制及び有利発行規制の適用を免除されるという手当てがなされていた。

これに対して、新たに創設される株式交付は、いわば部分的な株式交換として、株式交付子会社の株主との個別の合意に基づき株式交付子会社の株式を譲り受けるため、株式交付子会社の株式の全てを取得する必要はない。また、株式交付の手続は、現物出資や有利発行を含む募集株式の発行等にかかる規律に服さないものとされている。

株式交付制度の導入により、自社株式を買収対価とする M&A 取引がより容易に行われるようになることが期待される。

株式交付の手続

株式交付は、他の株式会社の株式をその株主から取得し、代わりに自らの株式その他の対価を交付するという点において、株式交換と共通し、株式交付の手続規定の多くの部分が株式交換の手続規定と類似している。他方で、株式交付は、株式交付親会社と株式交付子会社の各株主との間の個別の合意に基づく取引と考えられ、株式交付子会社は株式交付計画の作成の当事者とはならず、また、株式交付子会社の取締役会又は株主総会の決議による承認や株式交付子会社の反対株主に関する手続は必要とならない（但し、株式交付子会社の株式が譲渡制限株式である場合には、譲渡承認手続を要すると考えられる）。この点、株式交換の場合は、株式交換完全子会社の発行済株式の全部が当該株式を保有する株主の個別の同意なく取得されるため、株式交換完全子会社が株式交換契約の当事者となり、その株主の保護が図られていることとの手続上の大きな差異がある。

また、株式交付は、自らの株式を交付する点において、募集株式の発行等に類似し、株式交付子会社の株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受ける者による申込み及び割当等に関する規定は募集株式の発行等の規定に類似する。

1. 株式交付計画

株式交付親会社は以下の事項等を定める株式交付計画を作成しなければならない（改正法第 774 条の 2、774 条の 3）。

- 株式交付子会社の商号及び住所
- 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限（株式交付親会社が、効力発生日において株式交付子会社の総議決権の過半数を所有することとなる数としなければならない）
- 株式交付親会社が株式交付子会社の株式の譲渡人に対して対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 株式会社親会社の株式の割当てに関する事項
- 対価として株式会社親会社の株式以外の金銭等を交付する場合の当該金銭等に関する事項及びその割当てに関する事項
- 株式交付親会社が株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
- 株式交付親会社が株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して対価として交付する金銭等に関する事項及びその割当てに関する事項
- 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日（以下、「申込期日」）
- 株式交付がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」）

2. 株式交付子会社株主に対する通知・譲渡しの申込み

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容（改正法第 774 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号）の他、交付対価について参考となるべき事項

及び株式交付親会社の計算書類等に関する事項を通知しなければならない（改正法第 774 条の 4 第 1 項第 3 号、改正規則案第 179 条の 2）。

但し、募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対する通知の場合（会社法第 203 条第 4 項）と同様に、株式交付親会社の通知事項を記載した目論見書を交付している場合等には、上記通知は不要となる（改正法第 774 条の 4 第 4 項、改正規則案第 179 条の 3）。

また、交付対価について参考となるべき事項は、株式交換における交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項）と同様の内容となっているが、申込みをしようとする者の個別の同意がある場合には、通知を要しないとされる（改正規則案第 179 条の 2 第 3 項柱書）。

譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数を記載した書面を株式交付親会社に交付する（改正法第 774 条の 4 第 2 項）。

3. 譲渡し申込者への割当て・通知

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者及びその者に割り当てる株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定め、効力発生日の前日までに、申込者に対して申込者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知する（改正法第 774 条の 5）。ただし、申込者に割り当てる株式数の合計は株式交付計画に定める下限を下回ってはならず、申込期日において、譲渡の申込みがあった株式交付子会社株式の総数が、株式交付計画で定める下限未満の場合は、株式交付親会社は、申込者への割当て・通知を行わず、遅滞なく、株式交付をしないことを申込者に通知する必要がある（改正法第 774 条の 10）。

株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、申込み並びに申込者への割当て及び通知に関する条項は適用されない（改正法第 774 条の 6）。

4. 株式交付の効力発生等

株式交付親会社より通知を受けた申込者（又は総数の譲渡しを行う契約を締結した者）は株式交付子会社の株式の譲渡人となり、効力発生日に通知を受けた数（又は契約において譲り渡すことを約した数）の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない（改正法第 774 条の 7）。

株式交付親会社は、効力発生日に給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受け、当該給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、株式交付計画に定められた株式交付親会社の株式の株主となる（改正法第 774 条の 11 第 1 項、第 2 項）。

なお、効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画に定められた下限未満の場合や、効力発生日において株式交付親会社の株主となるべき株式交付子会社の株式の譲渡人がない場合等には、株式交付の効力は生じない（改正法第 774 条の 11 第 5 項）。

5. 事前開示書類の備置

株式交付親会社は、事前開示として、株式交付計画備置開始日（改正法第816条の2第2項）から効力発生日後6か月間、以下の事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（改正法第816条の2第1項、改正規則案第213条の2）。

- 株式交付計画の内容
- 株式交付子会社の株式の譲受人に対して交付する対価の相当性に関する事項
- 株式交付子会社の新株予約権等の譲受人に対して交付する対価の相当性に関する事項（該当する場合）
- 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容等を株式交付親会社が知っているときは、当該事項
- 株式交付親会社にかかる会社財産の状況に重要な影響を与える後発事象等
- 効力発生日以降における株式交付親会社の債務（異議を述べることができる債権者があるときに、当該債権者に対して負担する債務に限る）の履行の見込みに関する事項
- 株式交付計画備置開始日以降、効力発生日までに前記の事項に生じた変更

事前開示事項の内容は、株式交換完全親株式会社の事前開示事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条）に類似しているが、株式交付子会社は株式交付の当事者でないことから、株式交付子会社に関する事項については、株式交付親会社が知っている範囲で開示すれば足りるとされている。実務的には、株式交付子会社に対するデューデリジェンスや株式交付子会社との間の契約等を通じてかかる事項に関する情報を受領し、開示がされる場合も多いものと考えられる。

6. 株式交付親会社の株主総会の特別決議

株式交付親会社は、株式交付計画について、効力発生日の前日までに株主総会の特別決議による承認を得なければならない（改正法第816条の3第1項、第309条第2項第12号）。改正規則案第91条の2は、株式交付計画の承認議案についての株主総会参考書類の記載事項を定める。なお、株式交付により差損が生ずる場合には、取締役は株主総会において、その旨を説明しなければならない（改正法第816条の3第2項、改正規則案第213条の4）。

株式交付親会社が交付する対価の額が、株式交付親会社の純資産額の20%（又はこれを下回る定款で定めた割合）以下である場合は、原則として株主総会の承認決議は不要となる（簡易株式交付）。ただし、株式交付により差損が生じる場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合には、株主総会の承認決議が必要となる（改正法第816条の4第1項）。また、一定の数の株主（株式交付計画の承認のための株主総会で議決権を行使できる株主に限る）が、株主に対する通知又は公告の日から2週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に通知したときも、株主総会の承認決議が必要となる（改正法第816条の4第2項）。改正規則案において、当該一定の数は、株式交換等の場合と同様、会社法及び定款の定めによって、株式交付について株主総会の承認決議が必要とされたとした場合に、株主総会の特別決議を阻止することができる数（又は定款で定めた数のうちいずれか小さい数）とされる（改正規則案213条の6）。

7. 事後開示書類の備置

株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、以下の事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間その本店に備え置かなければならない（改正法第816条の10、改正規則案第213条の9）。

- 株式交付が効力を生じた日
- 株式交付をやめることの請求、反対株主の株式買取請求及び債権者異議の手續の経過
- 株式交付によって譲り受けた株式交付子会社の株式の数
- 株式交付によって譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数
- 株式交付によって譲り受けた株式交付子会社の新株予約権付社債の合計額
- 上記のほか株式交付に関する重要な事項

8. 株式交付親会社株主の保護

株式交付親会社の株主は、株式交付が法令又は定款に違反する場合に株式交付親会社の株主が不利益を受ける恐れがあるときは、簡易株式交付の場合を除き、当該株式交付の差止めを請求することができる（改正法第816条の5）。

株式交付親会社は、効力発生日の20日前までに、その株主に対して株式交付をする旨等を通知又は公告しなければならない。株式交付親会社の株主のうち、株主総会において反対した株主、株主総会において議決権を行使できない株主は、簡易株式交換の場合を除き、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できる（改正法第816条の6）。

さらに、株式交付の効力発生日から6か月以内に限り、株式交付の無効の訴えも認められる（改正法第828条第1項第13号）。

9. 債権者の異議手続き

株式交付親会社が交付する対価の合計額のうち5%以上が、株式交付親会社の株式以外の金銭等である場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付について異議を述べるができる（改正法第816条の8第1項、改正規則案第213条の7）。株式交換完全親株式会社の債権者による株式交換に対する異議申述権と同様の基準となっている。

10. 株式交付親会社の資本金等

改正計算規則案第39条の2では、株式交付における株式交付親会社の株主資本の変動について、株式交換と類似する規定を定めている。すなわち、債権者保護手続をとっている場合には、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付計画の定めに従い株式交付親会社が定めた額が、その資本金及び資本剰余金の増加額となり、利益剰余金の額は変動しない。他方、債権者保護手続をとっていない場合には、債権者の保護のためにその他資本剰余金の増加額を制限するため、一定の金額から株主資本等変動額までの範囲で資本金及び資本準備金の増加額を定める必要があり、当該増加額の合計額を株主資本等変動額から減じた額がその他資本剰余金の変動額となる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中国

輸出禁止・輸出制限技術リストの改正

中国は、輸出入禁止・輸出入制限技術管理規制、輸入禁止・輸入制限技術の管理のための措置及び輸出禁止・輸出制限技術の管理のための措置に基づき、技術の輸出入を管理している。当該技術管理規制及びその関連措置は、現行のデュアルユース品目（軍民両用物品）及び暗号化技術の輸出入を管理している中国の他の規制体制とは別個のものである。

2020年8月28日、中国の商務部及び科技部は共同で、中国輸出禁止・輸出制限技術リスト（以下、「規制リスト」という）を改正するための公告2020年第38号（以下、「公告」という）を発出した。規制リストが最後に改正されたのは2008年であり、今回の規制リストの改正は2020年8月28日に発効した。

改正内容の概要

今回の公告により、規制リストには23種類の輸出制限技術が追加され、既に規制リストに含まれている21種類の技術の管理パラメーターが改訂された。また、規制リスト中の輸出禁止技術から4種類の技術が削除され、規制リスト中の輸出制限技術から5種類の技術が削除された。

特に注目すべき点は、「情報処理技術」の管理パラメーターの改訂である。この改訂により、人工知能による対話型インターフェース技術、データ分析に基づく個人化された情報推薦サービス技術、音声合成・評価技術、スキャンニング・写真認識技術の輸出が制限されることになった。また、今回の改正により輸出制限技術として新たに追加された技術には、暗号セキュリティ技術、情報対策・防衛技術、育種技術、レーザー技術、宇宙・航空宇宙関連技術等が含まれる。今回の改正により規制リストから削除された技術には、特定種類の化学物質及び医薬品の製造・加工技術並びにファイアーウォールソフトウェア技術等が含まれる。

規制態様

輸出制限の対象となる技術については、法人又は個人が当該技術の輸出に関して「実質的な交渉」を行ったり、法的拘束力のある合意をしたりする前に、まず関連当局から技術輸出許可に関する意向書を取得しなければならない。技術輸出とは、一般的に、貿易、投資、経済技術協力のいずれかを問わず、これらを介した中国領土から海外への技術移転を意味する。技術輸出契約は、取得した意向書に記載されている有効期間内に締結しなければならない。また、技術が実際に輸出される前（技術移転の方法で輸出される前）に、技術輸出許可を取得する必要がある。中国の関連当局が意向書を発行するか否かを決定する際に、申請された技術の輸出が中国の対外貿易、工業輸出、技術開発政策等に適合しているかどうかの審査を含む、申請された技術の輸出に関する貿易・技術審査が行われる。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

イギリス

ブレグジット後のオンライン商品販売に係る付加価値税の新たな取扱い

2020年7月20日、英国歳入関税庁（以下、「HMRC」）は、2021年1月1日から適用される、英国における商品の販売に係る付加価値税（以下、「VAT」）の適用関係についての新しいガイダンスを公表した（以下、「新ガイダンス」）。新ガイダンスは、（主にオンラインで行われる）国境を跨いだ商品販売、役務提供に関するEUの新規則（*the VAT e-commerce package*）（2021年7月1日から施行される予定）と広く対応している。

新ガイダンスの導入によって影響を受けるのは、①英国の消費者に向けて商品を販売する英国外販売業者、②英国の消費者に向けて商品を販売するオンライン・マーケット・プレイス（以下、「OMP」）及び③低価格商品に係る輸入免税制度（*low value consignment relief*）を適用している企業である。

重要なポイント

- 現行制度下では、英国に輸入される15ポンド以下の商品については、VATは免除されている。この低価格商品に係る輸入免税制度は廃止される。
- 英国に輸入される135ポンド以下の商品については、（輸入時点ではなく）販売時点でVATが課せられる。OMPを通さず販売を行っている英国外販売業者は、英国においてVATに係る処理を行う義務が生じる⁴。
- OMPには、①OMPを通じて行われる135ポンド以下の商品の英国内への輸入及び、②（英国内に拠点を持たない）英国外販売業者が行う、OMPを通じた販売時点において英国内に所在する商品の英国の消費者への販売に関して、VATに係る処理を行う義務が生じる（以下、「みなし再販業者規則」）。
- B2Bの販売につき、消費者からVAT登録番号が通知される場合には、135ポンド以下の商品の輸入については、リバース・チャージが適用される。

英国外販売業者

新ガイダンスが英国外販売業者に与える重要な影響は以下の通りである。

1. 販売時点で英国外にある（かつ、輸入される）商品
 - 低価格商品に係る輸入免税制度は廃止されるため、従来VATが課されず輸入、販売されていた15ポンド以下の商品についてはVATが課されることになる。
 - 135ポンド以下である商品については、VATは輸入時ではなく販売時点で課される。その際、英国外販売業者⁵は、VATに係る処理を行う必要がある。

⁴つまり、英国においてVAT登録を行い、新ガイダンス下で求められるVATインボイスの作成要件に従い、VATインボイスを発行する必要がある。また、消費者からの対価の受領時にVATをあわせて受領し、最終的に納税を行う必要がある。

⁵OMPを通じた販売である場合にはみなし再販業者であるOMP。

- 商品を英国の消費者に対して、OMP を通さず、販売時点で英国外にあり、135 ポンド以下の商品を直接販売する場合には、英国の VAT 登録を行う義務が生じる。
- 消費者が VAT 登録事業者であり（つまり、B2B の販売）、英国外販売業者に対して、VAT 登録番号を通知する場合、135 ポンド以下の商品については、リバース・チャージが適用される（言い換えると、英国外販売業者は VAT を消費者から徴収・納税する必要はなく、消費者側で処理を行うこととなる）。
- 135 ポンド以下の商品の輸入に際しては、従前と同様に引き続き簡素化された関税申告が必要となる（VAT は上述の通り、販売時点で課される）。135 ポンドを上回る商品は、既存の取扱いにより VAT と関税の対象となる。
- 135 ポンドを超える商品が輸入される場合には、既存の取扱いが引き続き適用される。

2. 販売時点で英国にある商品

- 英国外販売業者が OMP を通じて英国の消費者に対して商品の販売をしている場合について、販売時点で英国に所在している商品については、OMP が、英国の消費者に対して販売を行ったものとみなされる（つまり、英国外販売業者ではなく、OMP が VAT の納税義務を負う）。
- このような場合、英国外販売業者は、販売時点で、税率 0% で商品を OMP に販売したものとみなされる。（税率 0% で商品を販売しているとみなされることにより）VAT 登録が可能になり、VAT 登録を行った場合には、輸入品に係る VAT、英国内仕入商品に係る VAT に係る還付/控除を受けることが出来る。
- 英国外販売業者が、OMP を通じず、英国に所在する商品の販売を行う場合は、通常の VAT 規則が適用されるため、英国外販売業者が VAT に係る処理を行う義務を負う。

OMP

新ガイダンスが OMP に与える重要な影響は以下の通りである。

1. 販売時点で英国外にある（かつ、輸入される）商品

- 販売業者の所在地にかかわらず、135 ポンド以下の商品が販売時点で英国外⁶にあり、輸入される場合には、OMP が VAT を処理する義務を負う。この場合、VAT は輸入時ではなく販売時点で課され、その際に OMP は、VAT インボイスを発行する必要がある。
- 消費者が VAT 登録事業者であり（つまり、B2B の販売）、OMP に対して、VAT 登録番号を通知する場合、135 ポンド以下の商品については、リバース・チャージが適用される（言い換えると、OMP は VAT 消費者から徴収・納税する必要はなく、消費者側で処理を行うこととなる）。

2. 販売時点で英国にある商品

⁶ 但し、英国領ジャージーや英国領ガーンジーからの輸入される商品のような一部の例外を除く。

- 販売業者が英国に所在しない場合についてのみ、OMP は商品を英国内で販売を行ったものとみなされる（言い換えると、販売業者が英国に所在する場合には、みなし再販業者規則は適用されない）。
- 英国外販売業者は、消費者への販売時点で、税率 0% で商品を OMP に販売したものとみなされる。英国外販売業者は、輸入品に係る VAT、英国内仕入商品に係る VAT に係る還付/控除を受けるためには、VAT 登録を行わなければならない。
- OMP は、B2B 販売について、商品が既に英国にある場合には VAT の納税義務が課せられない。そのような場合、通常の VAT の規則が適用される。

3. コンプライアンス規則

- みなし再販業者規則が適用される場合、OMP は、販売時に支払うべき VAT を正確に計上する責任を負う。OMP が、正確な VAT 額が適切に請求されることを担保するために、合理的な措置を講じたことを証明できない限り、過少申告に係る利息及び罰金の対象となる可能性がある。
- OMP が販売を行うものとみなされる場合は、VAT インボイスを発行し、6 年間記録を保存する必要がある。また、HMRC の要求に応じてこれらを電子的に共有する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

スイス

会社定款に含まれる仲裁条項の法的根拠の導入

2020 年 6 月 19 日及び 6 月 26 日、スイス連邦議会は、会社の定款に定められた仲裁条項に基づく会社法上の紛争の仲裁のための新たな法的枠組み（以下、「改正仲裁制度」という）を承認した。この改正仲裁制度は、スイス仲裁法（国際私法及び民事訴訟法）並びにスイス債権法（以下、「CO」という）の両方に影響を与えるものであり、2021 年中又は 2022 年初頭に施行される予定である。近年、定款に含まれる仲裁条項の許容性及び拘束力に関する法的な不確実性から、スイスにおいて企業仲裁が果たす役割は小さかったが、改正仲裁制度のもと企業仲裁をめぐる状況が変わる可能性がある。

改正仲裁制度の主たる特徴について

改正 CO 第 697n 条に基づき、会社はその定款において、「会社法上の紛争はスイスに仲裁地を有する仲裁廷によって解決される」という規定を定めることができる。これにより、国内仲裁規則及び国際仲裁規則のそれぞれに関して規定する改正民事訴訟法第 358 条 2 項及び改正国際私法第 178 条 4 項は、会社の定款に含まれる仲裁条項にも適用されることになる。

改正仲裁制度の策定により、スイスの株式会社（AG）又は有限会社（GmbH）の定款に仲裁条項を設けることが会社法上許容されていることを明確にし、同時に定款に仲裁条項を定めることによって、有効な契約上の仲裁条項と同様に、仲裁条項に法的拘束力をもたせるための手続的要件を満たすことを明らかにしている。

改正仲裁制度の適用範囲について

改正 CO 第 697n 条は、スイスに本拠を有する株式会社又は有限会社であって、その定款において会社法上の紛争解決手段をスイスに仲裁地を有する仲

裁廷とする規定を定めている、又は定めようとしている会社に適用される。一方で、改正仲裁制度には、外国企業がスイスに仲裁地を有する仲裁廷を紛争解決手段とする規定を定款に定めている場合の当該仲裁条項の許容性及び法的有効性には言及がない。同様に、スイスの会社がその定款において海外の仲裁廷を指定する場合についても言及されていない。

改正 CO 第 697n 条は、会社法に起因する全ての紛争を仲裁に付することができる旨規定している。当該紛争には、会社、その株主及び／又はその取締役及び執行役員相互間の請求を含み、例えば、会社の取締役及び執行役員に対する忠実義務違反若しくは会社資金の返還請求に関する訴訟（株主代表訴訟を含む）、会社の株主総会決議を無効にするための訴訟、株主又は取締役の情報請求権の行使のための訴訟、又は会社の解散のための訴訟などが該当する。一方で、株主間の紛争であっても、会社法ではない株主間契約などの他の（契約上の）根拠に基づく紛争については、仲裁条項は適用されない場合がある。

会社の定款に含まれる仲裁条項は、当該仲裁条項に特段の定めがない限り、現在及び将来の全ての株主及び会社の統治機関の全ての構成員に対して、それぞれ株式を取得した時点又は就任した時点から拘束力を有することになる。上記拘束力は、仲裁条項が原始定款に含まれていたか、又は定款変更決議によって後から定款に追加されたかにかかわらず、適用される。一方で、会社の債権者等の第三者は、定款の仲裁条項に拘束されることはない。

改正仲裁制度における仲裁手続について

改正 CO 第 697n 条に基づく仲裁条項に基づく仲裁手続は、民事訴訟法第 3 章に規定された国内仲裁に関する一般規定の対象となる。定款には、仲裁人の数及び選任に関する規定、仲裁手続の場所及び言語に関する規定、費用関連規定等の仲裁手続の詳細について、直接又は間接的に仲裁機関の仲裁規則等を参照して定めることができる。スイス商工会議所仲裁機関（以下、「SCAI」という）は、現在、特に企業紛争に特化したスイス国際仲裁規則の補則を策定中であり、2021 年に発行される予定である。

いかなる場合であっても、仲裁条項は仲裁判断の法的効果によって直接影響を受ける可能性のある者が、仲裁手続の開始及び終了について知らされ、仲裁廷の選任及び／又は当事者として仲裁手続に参加する機会が与えられていることを保障しなければならない。このような最低限の法定要件を設けることにより、スイス立法府は、当該仲裁手続が、憲法上の手続保障を保護するという観点から、連邦憲法及び欧州人権条約の要件を確実に満たすことを意図している。

スイスの会社の定款に含まれる仲裁条項が、ニューヨーク条約の下でどのように認められ、執行されるかについては、今後の動向を見守る必要がある。

[最初のページに戻る](#)

ロシア

第三者の違法な報酬供与行為によって企業が責任を問われる場合

ロシア最高裁判所は、企業と正式な契約、雇用その他の法的関係を有していない第三者が行った行為について、企業が行政手続法第 19 条 28 項（「法人のための違法な報酬供与」）に基づく責任を負う可能性があることを 2020 年 7 月に公表した資料において確認した。企業は、代理店、販売店その他の取引先の従業員等の違法な報酬供与行為により行政手続法第 19 条 28 項に基づく責任を負うリスクに留意が必要である。

最高裁判所は、企業の役員が第三者の行った違法な報酬供与行為を知っていたか、又は第三者に対して当該行為を承認し若しくは指示していた場合には、当該企業は当該行為について責任を問われる可能性があることを明らかにした。企業が責任を問われる場合のもう一つの要件は、当該企業が第三者の違法な報酬供与行為の実施に関して「経済的又はその他の重要な利益（会社の評判等）」を有していることである。

上記の第三者の違法な報酬供与行為による責任発生リスクを低減するために、企業が採るべき対策措置として以下のことを検討すべきである。

- 違法な報酬供与による行政手続法違反によって起訴された法人の登録簿を確認し、自社の取引相手となっている企業が登録されているかを確認する。
- 自社の取引相手が登録されている場合には、当該登録企業の起訴に係る裁判記録に、自社が違法な報酬供与行為の実施に関して「経済的又はその他の重要な利益」を有していることを示唆する記載が含まれているかどうか（例えば、自社若しくは自社製品に関する記載、又は自社の請負業者の入札への参加に関する記載等）を確認する。
- 裁判記録に自社の「重要な利益」に関連する記載がない場合には、当該取引相手に連絡をして、自社の関連性について確認する。
- 裁判記録に自社の「重要な利益」に関連し得る記載がある場合には、第三者の違法な報酬供与行為に関して、自社の従業員の指示、承認又は認識があったか否かについて徹底的な社内調査を行う。社内調査の結果は、万が一行政手続法第 19 条 28 項に基づく行政手続法違反によって起訴された場合の防御活動においても有用である。
- 自社のコンプライアンス管理体制を見直し、取引相手に関するデューデリジェンス及びモニタリングが適切に行われていることを確認する。

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

アラブ首長国連邦

商業代理店法の第 4 次改正

2020 年 5 月 28 日、商業代理店に関する 1981 年連邦法第 18 号（以下、「商業代理店法」）に 4 度目の改正（以下、「本改正」）がなされた。

本改正によって、初めてアラブ首長国連邦（UAE）において設立された会社で UAE 国民によって完全所有されていない会社、具体的には、UAE 国民による出資が 51% 以上の公開株式会社に、商業代理店としての事業活動が許容された。本改正により商業代理店法にいくつかの変更が加えられたが、商業代理店に対して与えられる法定の保護について再確認されており、外国人投資家に対する緩和は限定的である。

本改正における主要な事項の概要は、以下の通りである。

- 代理店としての活動が認められる主体

商業代理店としての活動を行うことができるのは、UAE 国民の自然人、公法人、公法人によって所有される私法人、UAE 国民の自然人によって完全所有される私法人、又は、UAE 国民が出資の 51% 以上を保有する UAE で設立された公開株式会社である。

- 代理店の相続人への承継

本改正によって、商業代理店が、死亡した代理店の相続人に承継し得ることとなった。

- 代理店の終了

本改正によって、委託者が、代理店契約の解約又は非更新を正当化する重大な理由なしに、代理店契約を解約する又はその更新を拒絶することができないことが明示され、商業代理店法の下で代理店に与えられる保護が強化された。また、代理店関係が代理店及び委託者間の相互の合意によって終了された場合、又は、商業代理店委員会（以下、「委員会」）が、重大な理由により代理店契約の解約又は非更新が正当化されると判断した場合を除き、既存の代理店期間が満了していたとしても、新規の商業代理店の名義で登録を受けることができない。

- 紛争解決

本改正によって、委員会の専属的な管轄権が確認されたが、その範囲は、代理店契約の当事者間で生じた紛争に限定された。本改正以前は、委員会の管轄権の範囲はより広く、紛争の当事者が誰であるかにかかわらず、代理店関係に起因するあらゆる紛争を対象としていた。

本改正の施行に必要な規則及び決議は経済省によっていまだ公表されていない。

本改正によって、代理店に与えられた幅広い保護について明確に再確認されたことは注目に値し、その概要は以下の通りである。

- ① 代理店の地域内において委託者を代理し、委託者の製品を販売する法定の排他的権利
- ② 代理店の地域内において委託者又は第三者によって直接的に締結された取引（当該取引の締結のための代理店による努力を問わない）を含み、手数料を受け取る法定の権利
- ③ 代理店が登録を受けている限りにおいて、その排他的権利の執行及び、その地域に対する並行輸入を阻止することを可能とする法定の保護
- ④ 委託者が正当と認められる重大な理由について立証した場合のみ、代理店契約が解約される（又は更新されない）こと。委員会及び UAE の裁判所は、一般的に代理店に有利に、本要件の充足についてかなり厳しく判断する傾向がある。
- ⑤ あらゆる代理店契約の終了は、様々な要因を基礎として UAE 裁判所が査定し、決定する裁量的補償の対象となること。
- ⑥ 代理店契約の当事者間で生じた紛争に対する委員会の専属管轄

結論として、本改正により、非 UAE 国民が公開株式会社への出資を通じて UAE における商業代理店事業にアクセスすることが事実上可能となったが、UAE の代理店が商業代理店法の制定以来享受してきた歴史的な利益はほぼ維持されているといえる。

[最初のページに戻る](#)